

## 協 定 書

文京区（以下「甲」という。）、公益財団法人文京アカデミー（以下「乙」という。）及び公益財団法人橘秋子記念財団（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、区民が芸術文化に親しみ、新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、甲、乙及び丙の相互の連携と協力により、芸術文化の振興又は普及を図るための活動について基本的な事項を定めることを目的とする。

### （相互連携及び協力事項）

第2条 甲又は乙は、前条に規定する活動の目的を達成するため、甲又は乙が主催する事業において丙に公演を委託することができる。

2 甲及び乙が丙に対して協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 響きの森文京公会堂（以下「公会堂」という。）の施設の優先使用に配慮すること。
- (2) 公会堂を使用する場合において、当該施設の利用料金を減免すること。

3 丙が甲及び乙に対して協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 公会堂において主催する公演を実施すること。
- (2) 公会堂において甲及び乙が主催する公演に協力し、当該公演における出演料を可能な範囲で減額すること。
- (3) 甲及び乙が実施する区民等を対象とした芸術文化の振興又は普及を図るための活動の支援を行うこと。

4 甲、乙及び丙は、相互連携及び協力に係る公演の実施に当たり、公演の宣伝及びチケットの販売について、相互に協力する。

### （協定存続期間）

第3条 この協定の存続期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3月前までに甲乙丙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は、2年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が相互に協議し、決定する。

（委任）

第5条 この協定の目的を達成するために必要な事項は、細目事項で定める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成26年1月28日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲 文京区

代表者 文京区長

成澤 廣修 

東京都文京区春日一丁目16番21号

乙 公益財団法人文京アカデミー

代表者 理事長

根岸 創造 

東京都渋谷区富ヶ谷二丁目14番15号

丙 公益財団法人橘秋子記念財団

代表者 理事長

植木 浩 

## 細 目 事 項

文京区（以下「甲」という。）、公益財団法人文京アカデミー（以下「乙」という。）及び公益財団法人橘秋子記念財団（以下「丙」という。）は、平成26年1月28日付で締結した協定書（以下「協定書」という。）第5条の規定に基づき、その細目について次のように定める。

### 1 協定書第2条第2項に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 丙が響きの森文京公会堂（以下「公会堂」という。）の大ホール、小ホール、多目的室、練習室、会議室又は特別応接室（以下「施設」という。）を優先して使用することができる場合は、次のとおりとする。ただし、甲及び乙が施設の使用を承認するに当たっては、事前に日程を調整するものとし、イ及びウの場合においては、必要な範囲に限るものとする。

ア 相互連携及び協力に伴い丙が公会堂において公演を主催する際における公演当日又はリハーサル等に施設を使用するとき。

イ 練習会場等として、施設を使用するとき。

ウ その他文京区における丙の活動において、施設を使用するとき。

(2) 甲及び乙は、丙が施設を使用する場合の利用料金の減免を行うこととし、その額は、次のとおりとする。

ア 前号アの場合における大ホールの使用の際においては、大ホールの利用料金を免除する（ただし、年間4日間を限度とする。）。

イ 年間4日間を超える大ホールの利用又は丙の活動に係る施設の利用の際においては、甲、乙及び丙で別途協議する。

### 2 協定書第2条第3項第1号に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 丙は、公会堂において丙が主催する公演を実施する場合にあっては、当該公演のチケットを区民に優先的に販売する。

(2) 丙は、公会堂における公演のリハーサルを区民等に公開し、その活動を通じ区民等との交流を図るよう努める。

### 3 協定書第2条第3項第3号に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 丙は、甲及び乙が実施する区民等を対象とした芸術鑑賞事業及び生涯学習事業に協力する。

(2) 丙は、甲及び乙が実施する芸術文化の振興又は普及を図ることを目的とした甲及び乙の広報番組制作及び広報紙作成等の啓発活動に協力する。

### 4 相互連携及び協力に係る事業の実施については、相互に協議する協力委員会等を設置、事業を円滑に進める。

平成26年1月28日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲 文京区

代表者 文京区長

成澤 廣修

東京都文京区春日一丁目16番21号

乙 公益財団法人文京アカデミー

代表者 理事長

根岸 創造

東京都渋谷区富ヶ谷二丁目14番15号

丙 公益財団法人橘秋子記念財団

代表者 理事長

植木 浩